

## 批評と紹介

### 天朝田畝制度をめぐる近年の研究

河 鱒 源 治

一  
中国において一九五一年は太平天國起義百周年を記念して南京をはじめ各地で展覽會が催され、これを契機として學術研究が大いに進展した。それから十年後の一九六一年に百十周年を記念して光明日報一月五日号の史學双周刊は祁龍威「太平天國的反帝愛國精神」で民族精神を鼓吹すると共に林言椒「建國以來太平天國史的研究和史料整理概述」で十年間の史料整理出版、史蹟調査、研究を手ぎわよく紹介している。それを讀んで今更のように十年間の研究の成果に目を見張らざるをえない。展覽會の成果から「太平天國革命文物圖錄」正續補三篇が刊行され、南京・蘇州・紹興・績溪などの遺蹟から華麗な壁畫が發見され、廣西省太平天國文史調査團は古老達からも採訪して「太平天國起義調査報告」(一九五八)をまとめ、一九四三年、湘郷の曾國藩の子孫の家から發見された忠王李秀成供詞の眞偽をめぐる論戰が展開され、史料として近代史資料叢刊「太平天國」七冊(一九五一)「太平天國史料」(一九五〇)、「吳煦檔案中的太平天國史料選輯」(一九五八)

「近代史資料」(一九五五ノ二、六)「太平天國資料」(近代史資料増刊)(一九五九)「太平天國史料譯叢」(一九五四)「忠王李秀成自傳原稿箋證」(一九五一)が、専門研究として羅爾綱「太平天國史記載訂謬集」(以上一九五五)「太平天國史料考釋集」(一九五八)「忠王自傳原稿考證與論考據」(一九五八)・謝興堯「太平天國前後廣西的反清運動」(一九五八)華北大學歷史研究室「太平天國革命運動論文集」(一九五〇)鄧純「太平天國制度初探」(一九五六)「太平天國官制軍制探畧」(一九五八)その他「歷史研究」「文史哲」「史學月刊」「學術月刊」「歷史教學」「教學與研究」「光明日報史學双周刊」に掲載された數多くの論文が、通史として羅爾綱「太平天國史稿」(一九五一)牟安世「太平天國」(一九五九)戴逸編「中國近代史稿(第一卷)」(一九五八、三分の二が太平天國史)がある。近くは中國科學院江蘇分院文學研究所編「太平天國歌謠傳説集」(一九六〇)が出版された。別に香港では簡又文「太平天國典制通考」三冊(一九五八)の大著がある。

以上、廣汎な研究の成果は到底限られた紙幅に紹介し盡すことは出来ない。そこで今日まで私がか心に掛けて來た「天朝田畝制度」をめぐる問題に限つて研究の動向をまとめ、今後の手引となれば幸に思つている。なお一九五一年までの動向は市古宙三「中國における太平天國史の研究」(史學雜誌六〇ノ一〇)を、五四年

までは日本の研究も含んで「世界歴史事典・史料篇東洋」(太平天國)(市古宙三)を、最近の動向、特に第三節で觸れたことについては小島晋治「中國における太平天國研究の動向」(歴史評論一九五九一五)を参照されたい(補)。

## 二

「天朝田畝制度」(太平天國癸好三年新鑄)は太平天國官書中でユニークな内容を持ち、その性格は亂の本質に連なるものとして早くから注目された。その全文が紹介されたのは程演生氏がパリ國立圖書館藏本によつて「太平天國史料第一集」(一九三四)に収載したのが最初で、それに寄せた朱希祖氏の序はこの制度を共產制度の先驅・社會革命の先倡といい、ついでロンドン大英博物館藏本を影印収載した「太平天國叢書第一集」(一九三六)では蕭一山氏は公有田制・人民生活の秩序を規定し、太平天國の重要な政策を記していると述べた。

この制度の研究というべきものは羅爾綱「太平天國史綱」(一九三七)の第六章「天朝田畝制度下の社會の展望」を最初とする。制度の背景に當時の人口・土地問題に對する貧農の願ひがあり、その思想的來源は周官であるとし、更に公田頒給の制度は實行されていぬが、聖庫・諸匠營・典官の制度が實行されたと述べている。土地制度が實行されたか否かについては謝興堯「洪楊遺聞」(太平天國叢書十六種 一九三八)でとり上げられ、早くもテーマの焦點をなしている。拙稿「天朝田畝制度の成立について」(東洋學報三三ノ二・一九五〇)は「制度」の内容を批判し、

賊情彙纂が梓行を疑つた刊行年次を考證し、そこから制度の成立の背景は天京建都後の占領統治下で糧餉の確保のため鄉村を組織して科派を行い、又軍中で協同生活を行つたのを周官の大同思想をかりて王朝的政治の理想に倣つて制度化したものと説いた。拙論に對して「制度」そのものから太平天國の專制王朝化を斷定し革命性を見落しているとの批判をうけた。(歴史學の成果と課題 Ⅲ、東洋近代、里井彦七郎氏執筆)この批判に教えられて制度が實際にどのように實行されたかを追求し、郷官制を探ることになつたが、結局は本來の貧農の願望を背景とするユートピアも、建都後の制度としては王朝的理想に倣うのはやむをえないと思ふ。後述のように最近の研究は太平天國の發展の中にこのような矛盾が露呈したことを實證的に明かにしている。

拙稿と同じ一九五〇年に刊行された羅爾綱「太平天國的理想國——天朝田畝制度考」は「この研究に一つの指針を與えた」(市古宙三)といわれている。制度の實施の問題について兵民合一の社會組織・司法制度・郷官制度は實施され、禮俗・選舉黜陟制度は天京の城内のみで行われ、土地制度は實行されていないと例證し、特に土地制度においては「制度」刊行の翌咸豐四年に安徽潁山で舊により錢糧を徵收したのをはじめ、地主から糧税を徵し、又末期には地主の權益を保護したこともあるが、又ある地方では佃戸をして糧を納めしめるなど「耕者有其田」の政策が行われたという新しい見解を發表している。羅氏は「太平天國史稿」(一九五一)卷八、社會志を前掲書によつて太平天國理想社會・朝内

軍中試行之理想國の二節に分つて記したが、一九五五年の改訂に當つては制度を空想的農業社會主義と規定し、その實行が不可能であるので地主の封建的土地所有を廢し、農民の要求による一種の耕者有其田の政策を實行したことを強調した。もつとも耕者有其田を行つたというのは郭廷以「太平天國史事日誌上」(一九四六)が常熟の情形を記した海虞賊亂志の記事に註して述べているが、(頁七一七)これを論證したのは羅氏にはじまり、その所論は「天朝田畝制度的實施問題」(「太平天國史事考」所收)について詳しく知ることが出来る。ここでは亂後それまで大土地所有の多かつた江南一帯に小自作農が増加した現象をもつて分田法實行の證左とする誤りを指摘し、田は皆天王の田という分田法の意圖を實行しようとしながらも、漕米徵收の方法に改めており、ただ後期に江蘇・安徽・江西の各地で耕者有其田の政策が行われたことを「海虞賊亂志」(常熟)・「太倉州志」(太倉)・「平賊紀略」(無錫)・「庚申江陰東南鄉常熟西北鄉日記」(常熟)・「庚癸紀略」(吳江)・「蠡湖異書序」(長州)・「徽郡禦寇案牘」(蕪湖)などの史料によつて考證している。又同じ頃同じ地方で地主の收租に反抗し或は査田を妨害した農民を太平軍が鎮壓し地主を保護したことを擧げ、これは地方政府が中央の本來の土地政策を改變したものと斷定している。

「耕者有其田」の政策を實行したという見解は「天朝田畝制度」の理論的解釋に新たな波紋を投じている。それは均田法は分散の小農經營によつて生産力を停滯させたが、耕者に田を所有せ

しめる方法を實行することによつて農民の利益に合致し、農業生産を發展させ、封建勢力に打撃を與え、單なる農民革命でなく民主革命の先驅をなすというのである。(周南「談談付天朝田畝制度中農業社會主義思想的理解」(歴史教學五五ノ九 一九五五)、これに對する批判として東齋「明我對『天朝田畝制度』中農業社會主義思想的理解」・吳良祚「關於『天朝田畝制度』中農業社會主義思想理解問題」(共に歴史教學五五ノ一二)ここから郭毅生「略論太平天國革命的性質」(教學與研究一九五七一二)のような資產階級性的農民革命論が起るが、それた對する袁定中「關於太平天國革命的性質問題」(歷史研究一九五七一二)の反論は耕者有其田は局地的にとられた方法に過ぎないので、「制度」は農業社會主義思想に基き、土地均分の主張は封建的土地制度を否定した點で革命的進歩的であるといひ、金冲及・胡繩武「關於天朝田畝制度的實質問題」(學術月刊一九五七一九)も郭氏説を批判している。又榮孟源「太平天國有關土地制度公牘」(新建設一九五六一二)・鄭純「略論太平天國的田賦制度」(文史哲一九五七一二)は耕者有其田を認め、農民は高い地租に代つて輕い田賦を納めるので有利であり、これによつて太平天國は廣大な農民の支持が得られたと述べている。なお簡又文「太平天國田政考」(東方文化 Journal of Oriental Studies, 1964-1 太平天國典制通考所收)は公據類を廣く整理考證し、田政は舊に照して行つのが原則で耕者有其田は特殊な地方に特異又は例外として行われたものと見ている。いづれにせよ耕者有其田は太平天國革命の性質に

關するものとして廣い影響をもつてゐる。

## 三

羅氏の耕者有其田説の論據に最初に反駁したのは祁龍威「從報恩牌坊牌序」問題略論當前研究—太平天國史工作中的偏向」（光明日報一九五七・五・二三 史學雙週刊一〇八）である。從來忠王の善政の證據とされてきた常熟の報恩牌坊は守將錢桂仁が地主出身の陳耕雲・胡伯和を軍政司に任用し、南郷大地主曹和卿とも通じ、地主が租局を設けて收租することを許し、それを保護するとともに頻發する佃農たちの抗租を武力を以て彈壓した情勢の中で樹てられたもので、錢が淮軍と通謀して忠王暗殺を企てたのを隱蔽するために忠王に阿ゆ追従したもので碑の内容の眞實性はないう。そして羅氏の佃農の土地所有權を示す史料、たとえば「長毛又要耕種自田領憑」（咸豐十一、十二、二・庚申避難日記）は常熟の方言からして自作農に田憑を給したもので、これに關連して「領憑后租田概作自產、農民窃喜陸續完納」（同治元、三、庚癸紀略（傘江）も佃農を満足させたとするのは誤りであり、羅氏は主觀主義から牽強附會な誤りを冒してゐると述べてゐる。羅氏はさらに羅氏が「避寇日記」によつて「忠王李秀成自傳原稿箋證」に忠王の蘇州における治績を讃えたが、これに地方商業の奇形發展の現象であると斷定してあり、これについては龍盛運「關於太平天國史研究工作中的偏向問題—對祁龍威同志「從報恩牌坊牌序問題略論當前研究太平天國史工作中的偏向」一文的意思見」（光明日報一九五八・三・三史學雙週刊二二七）が反論し、

碑文の中でも「減輕田賦」などは事實を傳えており、太平軍の下級人員中には農民の利益のために行動し、地主達の叛逆が制御されたので祁氏はあまりにも暗い面のみを見過ぎてゐると批判してゐる。私は近年太平天國占領下の湖州南潯鎮の湖糸貿易を分析し、太平天國後期の生糸貿易の活況は太平天國占領下の産糸地帯と貿易港上海との間に活躍する閩貿易によつてもたらされたことを明かにしたが（「太平天國占領下南潯鎮の湖糸貿易」東方學二二）、それによれば「忠王の治績」よりも「奇形現象」が當をえているように思う。

祁氏の批判を承けついで吳雁南「試論太平天國的土地制度」・龍盛運「太平天國後期土地制度的實施問題」（共に歴史研究一九五八—二）が出て、耕者有其田説の論據はそれぞれの地方の實情に照して検討された。その中から注目すべき論點を拾うと、（一）一八六〇年春夏の間、無錫・金匱地區をはじめ解放した際に、「僞鄉官隨田派捐以賊支。各佃戶認真租田當自產。故不輸租。」（平賊紀略）とあつて佃戶たちが租田を自己の所有として、地主に租を納めなかつた。（これは太平軍の南京占領後の普遍的な現象であつたという。）ところが翌年春太平軍は舊書吏を招き、舊例によつて戸毎に「完糧收租」を命じたので城業（城居地主）たちは四城門外に總倉廳を設けて佃戶をして最寄りの廳で「還租」せしめ、薛某を擧げて董事とし傳單を出して地主たちを招き「租冊（土地貸借帳）」を總倉廳に送つて代りに「完糧收租」せしめようとした。そこで佃戶たちは集つて總倉廳を打こわしたので遂に

廢止された。後地主たちは郷村に赴いて租を収めたが大よそ半分を収めたに止つたという。これによれば佃戸は自發的に抗租したのに、太平軍が元書吏を用いて租税を納め、小作料を徴收することを命じたので地主たちは連合して收租機關を設け、それが代つて佃戸から小作料の返還を要求して來た。結局これを阻止したのは佃戸自らで、太平軍は地主に糧米を納めしめる一方小作料の徴收を命ずるという立場にあつた。したがつて「不輸租」「抗租」は太平天國の政策の結果ではなく、政策は逆に地主保護であつた。太平軍の守將黃和錦は錢糧局を設け、小作料徴收にあたり「頑佃抗租」を壓迫したという。このような守土官は彼のみでなく錢桂仁、劉佐明・熊方奎・徐少蓮などを擧げることが出来る。中、徐少蓮については、賈熟村「打進太平天國內部の地主永昌徐氏」(光明日報一九五八・三・三一史學双週刊一二九)が地主を保護し佃戸を彈壓したその正體をあますところなく暴露している。(二)羅爾綱氏の今一つの有力な論據はこの徐少蓮が忠王の命を奉じて地主の收租を禁止したという「徐偏貼示稱奉忠賊瑞旨、收取長州闔縣租米、發出黃紙偽印撫天侯諭單、禁止業戶收租。」(蠡湖異響序)の記事である。この記事は鏡禪軒自怡日記卷二十一の「長州・相城一帶因徐少蓮之請、亦准收租」と矛盾している。これについて龍盛運氏は蠡湖異響序の筆者汪堃が徐少蓮に長邑の租米四千石を沒收されたことを恨んで「禁止業戶收租」と曲筆したとし、吳雁南氏は忠王が信頼している墓王譚紹光ならともかく徐少蓮に業戶の收租禁止を許すとは考えられない。徐は地主の收租を許す一

方、忠王の僞命により汪堃のような清朝大官の田を妖産として、租米を奪い、自らの叛逆に備えて軍餉を蓄えたのであろうという。いずれにせよ地主の收租禁止もその背景となつた各地區の事情に照して考えなくてはならず、それには小島氏が前掲動向で羅氏の説を「ほとんど決定的につぐがえした」と評價した龔又村「鏡禪軒自怡日記」の發見が大いに役立っている。たゞ現在のその全文が紹介されていないのは遺憾である。「祁龍威「介紹」鏡禪軒自怡日記」(光明日報一九五七・二・一四 史學双週刊一〇一)」「(三)江浙地帯で發給された後期の田憑は多數發見されているが、その内容・形式が統一されているところから地主に頒給し、その收租を許可したものである。佃戸に田憑を給したのは地主が逃亡或は死亡した場合に佃戸を糧戸として認めることはあつたが、本來地主の土地所有收租權を確認し、それを隱匿し、他人の土地を冒すことを許さないものであつた。このように耕者有其田の政策を否定しても、吳氏は太平天國では(一)地主の收租額を制限し、(二)地主から軍餉を捐納せしめるとともに五畝以下の農民は免除し、(三)貧富に應じ門牌費や田憑費を徴し、(四)打先鋒・貢獻などで地主から剝奪し彼らに打撃を與え制限を加えたことを指摘し、龍氏も太平天國は統一した農民土地問題の解決策をもたなかつたが農民の自發的反抗斗争が起り、土地所有權が甚しく變動し、戦後の荒廢した田土に地主なく客民が土着して耕作私有することを許されるなど地主階級を弱めたのは偉大な功績であると結んでいる。

その後、吳雁南「從天王詔書看太平天國的土制度」(史學月

刊一九五八一〇)は詔書の趣旨から賦税の軽減はあつても耕者有其田の政策なしとし、王天獎「關於太平天國的土地制度」(史學月刊一九五八一三)曹國社「論太平天國的土地政策及其賦稅制度(上)」(中山大學學報一九五九一二)は上述の成果をうけついでいる。又戴逸編「中國近代史稿」第一卷(一九五八)が太平天國の占領地區を二つに分ち、團練を打倒して地主豪紳を驅逐し、農民が租を地主に入れない地區(第一類)、地主官僚が潛勢力を持ち、或は僞つて歸附し、地方政權の中に入りこんで地主の收租を許し、農民を抑え地主を保護した地區(第二類)とし、常熟では東西北郷は前者、南郷は後者に分つことが出来るという。

さて以上のような批判に對して羅氏は明瞭に答えていない。たゞ一九五五年修補版の太平天國史稿を更に一九五七年十二月増訂した際、卷八社會志の「三、耕者有其田の政策施行」を改めて「太平天國的土地情況」として耕者有其田を述べているのが解答なのであろうか。(にも拘らず牟安世「太平天國」(一九五九)は耕者有其田の政策が實行されたという。)

その後一年、中國刊行物の入手困難から研究の狀況を十分に明かにし得ない(編者)。本年は太平天國百十周年を記念し、李文治(中國近代農業史資料の編者)「太平天國革命對變革封建生產關係的作用」(光明日報一九六一・一・一六經濟學雙週刊)では亂後の「永佃制」をとり上げ、それは封建的租佃制度ではあるが、佃農が地主の田底權に對し田面權を得て、封建的剝削を免かれたことを強調し、これに反論して邵循正「太平天國革命后江南的土地關

係和階級關係——關於具體說明農民戰爭作用的一些問題」(光明日報一九六一・二・二史學雙週刊二〇五)が亂後、南京鎮江地區で地主が逃亡して中小自作農が増加したが、七〇年代末から八〇年代にかけて城居地主・官僚地主が荒田招墾によつて大土地所有者となり、封建的反動勢力の中心となり、これに對して抗租鬭爭が激化しており、永租制の田面權は地權ではなく租佃制度の一種の表現形式に過ぎないという。永佃制を把えて太平天國を境に社會經濟構造の變動を見究めようという新しい課題が提起されている。

#### 四

「天朝田畝制度」の今一つの面は社會制度を規定していることである。天京において天聖庫に財産を集め、諸匠營・百工衛が物資を生産し、人民を男館・女館に收容して軍事的に組織し、共有共享の社會生活を營んだのは「制度」に基くものとして羅爾綱氏は朝内軍中試行之理想國と名づけている。その内容は羅爾綱「太平天國史稿」卷八社會志・同「天朝田畝制度的實施問題」(「太平天國史事考」所收)・鄭純「太平天國制度初探」(一九五六)市古宙三「拜上考——太平天國制度管見」(御茶の水女子大學人文學紀要一九五二)に詳しい。このような兵民一致の社會組織に做つて占領統治地區では、郡に總制・縣に監軍を置き(守土官)、その下に周官に做つて軍帥・師帥・旅帥・卒長・兩司馬(郷官)を置いた。この郷官制度は人民の公舉ということで人民主權の證左とされている。

私は「太平天國における郷官創置とその背景」(史學雜誌六三ノ六・一九五四)で郷官は咸豐三年秋冬の安徽占領のときに治安と

徵糧の目的で實施されたとし、又、「太平天國における郷官設置の實態——蘇浙湖濱地帯の一例によつて——」（東方學論集一、一九五四）で後期に烏程震澤兩縣の郷官設置の實情から胥吏・紳富が郷官として占領守將の權力の下で任用されたことを明かにした。簡又文「太平天國郷治考」（東方文化 Journal of Oriental Studies 一九五四・七、後に「太平天國典制通考」上冊郷治考として收載）は安徽・湖北・江蘇・浙江の各地の郷政に關する史料を網羅し、郷官の任務について詳細に述べているが、その中で郷官の選舉法は清朝治下の郷村が紳士耆老に操縦されているよりも多少民主的自治的であり、現代の各省の郷村の區長・郷長・村長を民意民望の歸するところによつて選ぶのに近いといつてゐる。又郷官制は上下共治官民工作して革命を擁護するものであつたが、後には人民を強制徵發し、糧税を暴斂して革命を失敗させるものとなつたという。鄭純「太平天國制度初探」（一九五六）は郷官制度の一章を設けて組織・任免方法、人員の成分、仕事の範圍に分ち、史料に基いて考察している。その中から注目すべき見解を摘記すれば次のようである。(一)「制度」に一軍を一萬三千百五十六家とするのは兵數と戶數を混同したもので一萬二千五百家と訂正すべきであり、(二)各縣毎に設けられた軍の數は一定せず、(三)後期には監軍まで郷官として民間から擧げられており、それは民主權利の向上であるが、各縣駐在の守將の指揮監督を受けた。(四)郷官の補助員には「制度」のいう典官はなく定數も名稱も統一がない。(五)後期には下級郷官は置かれず、圖甲を以て編戶し甲長を置いた例す

らもあり、(六)郷官の下に郷兵が組織されたことはなく、中には團練の組織が歸順して入り込んだ例もある。(七)公舉は人民公舉の原則だが、少數の耆老が集つて選ぶ程度であり、(八)郷官には前期から地主・吏胥が多く、(九)その任務は戶口調査・難民救濟・征稅・軍需の供給・作戰補助、訴訟の管理まで繁雜な地方行政のすべてに亘つてゐる。このように郷官は革命運動の末端で民衆に接し、そこへ浸透させる立場にあつたといつて過言ではない。そこで郷官に任用された者が實際にはどういう出身であつたかということが重要となる。そこを研究したのが王天獎「太平天國郷官制度中公舉問題」（學術月刊一九五八一—）同「太平天國郷官的階級成份」（歷史研究一九五八一—）同「太平天國的郡縣地方政權」（文史哲一九五八一—）である。王氏の所論の中で、一八五六年を境として前期と後期に分ち、ともに郷官に地主階級出身者が多く、勞働人民（所謂土匪）出身者は少く、たゞ前期では胥吏・差役出身者を排斥し、紳衿を多く任用したのに、後期では賦稅の徵收のためか胥吏・差役の經驗者が多く任用されたことを指摘した點は注目に價する。これは後期に至つて舊地主が地方守將となり、その下で胥吏・差役が郷官となつて徵稅し、地主の收租權を保護したことに關連している。史料の探訪が進むに連れて郷官制度も土地制度とともに地方的な稠密さを以て研究が進められ、革命の本質を究める重要な鍵となりつつある。

## 五

光明日報（本年三月十日）によれば、上海社會科學院歷史研究所

は中國通史の編纂の過程において「天朝田畝制度の性質と作用」を討論し、一つの主張を發展させて三つの主張となつたと報じている。その三つの主張とは、(一)天朝田畝制度は農業社會主義思想で農民大衆の土地の切實な要求による革命性と社會生産力發展の觀點からして生産力を分散の小農經營の基礎の上に束縛し、解放させない反動性をもつ。(二)「制度」は封建統治に反對し、封建土地所有制の顛覆を要求する情況に成立したもので革命的で何ら反對的でない。(三)基本精神は封建土地制度を廢止し、農民の土地に對する切實な要求を満足せしめるにあつたが、當時の條件の下では大なる革命性はあるが、たゞ階級性の限界によつて農民は社會經濟發展の法則を知らず、自給自足經濟を實現しようとしたというものであり、いづれも「制度」によつて革命の本質を明かにしようとしている。

ところで、一九五〇年「太平天國史料」に洪仁玕「資政新篇」(太平天國己未九年新鑄)が収録出版されると、それが土地政策を缺き、資本主義的改良方策であるところから「制度」と比較検討されることとなつた。鄭純「洪仁玕」(一九五七)は新篇刊行(一八六〇)後も「制度」は刊刻されておらず、その際文字の増刪はあつても内容は改められていないので洪仁玕は土地綱領に反對していないとし、たゞ一八六〇年以後江浙の耕者有其田の政策の實行は洪仁玕が土地綱領にもとづき、ある程度地主階級を打倒し減租して農民の生活を改善する方策として行つたものとして制度が空想的なのに現實的であることを主張している。しかし「耕者

有其田」は政策としては前述のように成り立たないとすれば、李競能「論洪仁玕の資政新篇」(歴史研究一九五九ノ一二)が新篇は資本主義的富強を實現しようとして人民大衆の革命要求に結びつかない田畝制度との相違を指摘した方が當を得ていると思う。天朝田畝制度の實行問題から後期に太平軍守將の下で地主の收租が保護されたことが明かになつたが、それは時期的に洪仁玕執政のはじめにかかつており、そこで「資政新篇」の刊刻によつて「天朝田畝制度」の精神は終をつげたのではないかという疑問もおこつてくる。

(一九六一年四月廿日稿)

(神奈川縣立横濱立野高校教諭)

(補1) 成稿後入手した斬一舟「太平天國研究述評」(歴史研究一九六一ノ二)、  
「有關太平天國革命的幾個問題的討論」(光明日報一九六一、六、七、史學双周刊二二三)(五月三十日の中國歷史學會北京史學會連合百十周年紀念學術討論會の報告)・  
文物(一九六一ノ一)(主に遺物について)を参照。

(補2) 杜德鳳「關於天朝田畝制度的幾個問題」(歴史研究一九六〇ノ一、二)(大安影印)は成稿後入手した。「廣西南寧等地史

學界紀念太平天國起義一百一十周年」(歴史研究一九六一ノ一)によれば、南京の紀念座談會に提出された論文六篇中、史一兵「太平天國『天朝田畝制度』的性質及其作用」、南京大學四年級同學合寫「太平天國研究究竟實行了怎樣的土地制度?」の二篇があり、その要旨が紹介されている。